

資料6 令和7年度第1回合志市自治基本条例推進委員会 会議録の確認時に、合志市自治基本条例第5条に「自治会への加入」について記載することに関するご意見（第1回会議録11～12ページ参照）を記入いただきました。

下記は提出のあった意見をとりとまとめたものです。

・記載は良いと思います。

「義務」とすると“市民の自由参加”や“法的解釈”など課題があるかと思いますが、「推奨」や「努力義務」で記載しては。

・条例にこれを載せるとどうなるか、を知りたいです。載せて守らない人が出たらその人はどうなるのか、市役所に苦情も入ってくるかもしれないと思いますが、それはどう対応なさるのかということです。

・まず都会や他の地域から入った人などは、自治会とは何が何をするのか、だれがやっているのか、どこにあるのか等、全て知らないと思います。自治会をやさしく説明するチラシなどありますか。入るメリットも含めて、まず知っていただくためにどうしたらいいか、と思いました。

・結論的に言うと「記載してもよい」と思います。

（市民の責務）第5条の3

市民は、自治に関心を持ち、自ら情報を得て、市の目指す方向性及び理念を理解し、自治会活動等にも積極的に参加するよう努めなければならない。

以上のような記載でどうでしょうか。

条例は「議会の承認があれば変更できると思います」

責務には「責任」と「義務」の意味がありますので、義務違反の場合は各自治会の規則で詳細を決めてもらう。

例えば、自治会未加入の場合は、活動協力会費として1年で〇〇円徴収させてもらう等（施設、設備等は利用するため）

・賛成します。

- ・私の班も2戸自治会を脱会されました

近所の方達とも関わることを嫌がられ、挨拶もこちらから声をかければ、なんとか返ってくるくらいです。なかなか、「自治会にまた入って下さい」というのは難問です。

- ・自治会不加入者は、自治会費を支払わずにさまざまな恩恵を受けている

例1、一斉公園清掃について、不参加の会員からも定額を徴収しているが、会員以外からは貰っていない。(各町内で取り扱いが違う所はあり、班長、町内会長の可否の判断で収集している)

例2、ゴミ置き場は順番制度で掃除しているが、会員以外は掃除していない

例3、自治会内の外灯は自治会費から支払われている

例4、一斉公園草刈り、剪定などは、自治会費より出されている

以上のこと等から、基本条例の第5条に「市民の責務」の所に“自治会に加入する事”という文書を入れたほうがよい、ぜひ合志市に頑張ってもらいたいと強く強く思います。

はっきり言って、今自治会が崩れかかりつつあると思います。今だから行政と各自治会との連携をとって、住みやすい合志市を目指して欲しい。

- ・第5条の市民の責務については、基本的理念を記載してあるので、ここに自治会強制加入を明記するのは、ふさわしくないと思います。

その代わりに、自治会は、第30条の開設の最後に記載されている部分と同じで「自治会加入・活動を通じて互助、共助（おかげさま、お互いさま）の精神を育み、思いやりとふれあいのある住み良い地域づくり活動と安心安全な地域づくりが自治会活動の目標と思います。

ゆえに、第30条を自治会活動とコミュニティ活動とし、その解説で自治会活動への積極加入・活動を記載し、次に、記載されている各種コミュニティ活動、そして自治会活動をコミュニティ活動の連携、及びコミュニティ活動の必要性を記載した方がいいと思います。

なお、自治会への積極加入は促進しても、強制加入はすべきではないと思います。

以上